

人材紹介コンサルティング業務委託契約書

(以下「甲」という)と株式会社セフティライフ(以下「乙」という)は、以下のとおり人材紹介コンサルティング業務に関する契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条

甲は乙に人材の検索、選考、紹介に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条

甲が乙の紹介した人材を採用決定し、紹介した人材の勤務開始が確認できた場合は、甲は乙にコンサルティング業務の対価を以下の通り支払うものとする。

対価の額：想定年収金額の20%+税

なお、上記想定年収金額の定義としては、

1. 年間給与総額は、諸手当を含む月額固定給の12ヶ月分、想定年間賞与額その他給与所得に準ずるものを合算した額とする。
2. 年俸制の採用決定者の年間給与総額は、年俸額とする。
3. 給与が時給又は日給で支払われる非常勤の採用決定者の年間給与総額は、1年間で52週として算定するものとする。
4. 時間外勤務手当等の変動給及び通勤手当は含まれないとする。

支払方法：当該人材の甲への入社日より起算し、月末日締、翌月末日に乙が指定する銀行口座に振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条

乙の紹介した人材が、甲に入社後下記の期間内に自己都合(合意退職を含む)により退職したとき、又は当該人材の責に帰すべき事由に基づき甲により法律上有効に解雇されたときは、乙はその期間に応じ、次の割合により第2条により支払われた或は支払われる対価を甲に返還するものとする。

ただし、法律上有効な解雇に該当しないにもかかわらず合意退職の形式がとられた場合はこの限りではない。

乙はその期間に応じ、次の割合により第2条により支払われた或は支払われる対価を甲に返還するものとする。

- ・入社日より1ヶ月未満 50%
- ・1ヶ月以上3ヶ月未満 20%
- ・3ヶ月以上 返金なし

第4条

本契約第1条に基づく乙の業務遂行に要する一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は甲に対し費用の償還を求めないものとする。第2条に定める対価は乙の紹介した人材が採用され、勤務開始が確認された場合にのみ支払われるものとし、甲は乙の紹介人材を採用する義務を負うものではない。

第5条

1. 甲及び乙は、本件業務遂行に際し相手方より開示された、又は知り得た相手方の有する個人情報の取扱いに当たっては「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切に当該個人情報を取扱うものとする。
2. 甲及び乙は、採用しなかった人材に関する個人情報については本件業務終了後、又は相手方より返還若しくは廃棄の請求がある場合には、相手方の指示に従い速やかに相手方の開示した個人情報を当該相手方に返還若しくは廃棄するものとし、その後一切の当該個人情報を保持しないものとする。

第6条

1. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約で定められた業務の実施にあたって知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の情報であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「秘密情報」という）を公表もしくは第三者へ開示し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。
 - (1) 開示を受けた時、既に公知の情報。
 - (2) 開示を受けた時、すでに情報受領者が適法に保有していた情報。
 - (3) 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
2. 甲及び乙は、前各項の規定に拘わらず、監督官庁その他の官公署から法令に基づく開示請求があった場合については、事前に相手方に通知したうえで、相手方の情報を当該開示請求に必要であると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、相手方に事後に通知を行うことで、本項に定める事前の通知を省略することができるものとする。
3. 甲及び乙は、相手方から書面による事前承諾を得た場合以外は、本契約の履行のために必要な範囲を超えて秘密情報を複製又は複写しない。なお、当該複製物についても秘密情報として取り扱うものとする。
4. 甲及び乙は、相手方から開示又は提供された秘密情報については、本件業務終了後又は相手方からの要請があった場合、速やかに返却又は破棄するものとする。
5. 本条の定めは本契約終了後も3年間有効に存続するものとする。

第7条

甲及び乙は相手方に次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、通知を要せずして本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反し、当該違反に関し改善するよう催告を受けたにもかかわらず10日以内に是正しないとき
- (2) 会社更生、民事再生、特別清算、破産、又はこれらに準ずる法律上の倒産手続の開始の申立てがあったとき
- (3) 保全処分、強制執行、滞納処分等の執行手続きを受けたとき
- (4) 監督官庁から行政処分を受け、又は事業の全部若しくは一部を廃止したとき
- (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
- (6) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき
- (7) その他、社会的信用を失墜し、あるいはその恐れがあり、本契約を存続しがたいと認めるとき

第8条

1. 本契約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、及び、暴力団関係団体
 - (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
 - (3) その他社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人
2. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明し保証する。
 - (1) 自ら又はその役員若しくは従業員等（以下「役員等」という）が、反社会的勢力でないこと
 - (2) 自ら又はその役員等が反社会的勢力との間で、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
3. 甲及び乙は、自ら又はその役員等が自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の脅迫的言辞、暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、又は、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が第1項の規定に該当し又は第2項及び第3項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず本契約を解除することができるものとし、その際に相手方に損害が生じて、賠償責任を負わないものとする。
5. 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、自らに損害が生じたときには、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第9条

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第10条

本契約の有効期間は、本契約締結の日から令和4年8月1日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも、本契約を更新しない旨の書面の通知がない限り、本契約は同一条件で一ヶ年延長されるものとし、以後についても同様とする。

第11条

本契約に定める事項及び定めのない事項に関し、疑義、紛争が生じた場合は、甲乙間において信義誠実に協議を行い、円満に解決するよう努めるものとする。

第12条

本契約に関連して生じた紛争については、法定の事物管轄における訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条

本契約締結以前に甲乙間で締結された人事コンサルティングに関する契約が存在する場合には、前契約は本契約の締結をもって失効する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

乙

株式会社セフティライフ

代表取締役 麦島 潤一

東京都千代田区外神田 1-14-2

有料職業紹介許可 13-ユ-300127